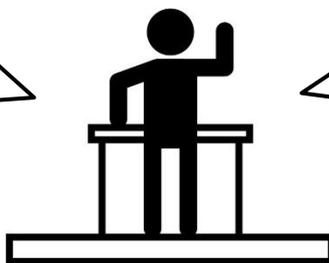


経営への参画意識をもち、ミッションを果たす新しい社員と経営との関係性の構築をさらに進めていく。



経営のパートナーと位置づけている社友会...会社の方向性と建設的に融合していく。

BREAKING
NEWS

昨年に引き続き、腹の内が見える

全社員に向けた「新年の社長あいさつ」において

「経営のパートナー」と位置づけている社友会に言及！

1月6日の「新年の社長あいさつ」において「経営のパートナーと位置づけている社友会」と述べた背景には「労働基準法の改正」と「労使自治を軸とした労働諸法制に関する提言」の中にある「労使コミュニケーション」が挙げられます。特に、過半数代表組合がない企業の労使における意見集約や協議を促す一助として「労使協創協議制」の創設、そして労働協約と同等のものを締結できる仕組みづくりが検討されています。

まさにこの間の「社友会連携協議会」の発足や「過半数代表選挙」に注力する理由はココにあります。さらに、昨今立ち現れている「施策の進め方の変更」の問題は、会社が労働組合との「労使の慣行」をなくして、社友会との議論だけで全ての施策を遂行し、労働条件（働き方）や労働環境（職場環境）の権限を掌握していきたい狙いがあると言えます。